

第七十八回国会 大蔵委員会 議録 第二号

昭和五十一年十月十三日(水曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

税制及び税の執行に関する小委員

宇野 宗佑君 越智 伊平君
唐沢俊二郎君 瓦 力君
齋藤 邦吉君 野田 毅君
坊 秀男君 森 美秀君
武藤 山治君 山中 吾郎君
横路 孝弘君 増本 一彦君
広沢 直樹君 竹本 孫一君

税制及び税の執行に関する小委員長

森 美秀君

金融及び証券に関する小委員

越智 伊平君 金子 一平君
瓦 力君 木野 晴夫君
林 大幹君 宮崎 茂一君
毛利 松平君 山本 幸雄君
広瀬 秀吉君 村山 喜一君
山田 耻目君 荒木 宏君
広沢 直樹君 竹本 孫一君

金融及び証券に関する小委員長

山本 幸雄君

財政制度に関する小委員

鴨田 宗一君 木野 晴夫君
小泉純一郎君 塩川正十郎君
林 大幹君 原田 憲君
村岡 兼造君 山中 貞則君
高沢 寅男君 松浦 利尚君
横山 利秋君 小林 政子君
坂口 力君 内海 清君

財政制度に関する小委員長

村岡 兼造君

金融機関の週休二日制に関する小委員

金子 一平君 唐沢俊二郎君
小泉純一郎君 塩川正十郎君
野田 毅君 宮崎 茂一君

毛利 松平君 山下 元利君
佐藤 観樹君 武藤 山治君
山田 耻目君 増本 一彦君
広沢 直樹君 内海 清君
山下 元利君

金融機関の週休二日制に関する小委員長

昭和五十一年十月十五日(金曜日)

午後一時三十五分開議

出席委員

委員長 田中 六助君

理事 塩川正十郎君 理事 森 美秀君
理事 山下 元利君 理事 山本 幸雄君
理事 佐藤 観樹君 理事 山田 耻目君
理事 増本 一彦君

愛野興一郎君 宇野 宗佑君
越智 伊平君 金子 一平君
唐沢俊二郎君 瓦 力君
木野 晴夫君 小泉純一郎君
齋藤 邦吉君 中山 利生君
野田 毅君 長谷川 峻君
林 大幹君 原田 憲君
坊 秀男君 宮崎 茂一君
毛利 松平君 山中 貞則君
高沢 寅男君 広瀬 秀吉君
武藤 山治君 村山 喜一君
山中 吾郎君 荒木 宏君
小林 政子君 坂口 力君
広沢 直樹君 竹本 孫一君
西岡 武夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 高鳥 修君

出席國務大臣

大蔵 大臣 大平 正芳君

委員外の出席者

日本専売公社総 泉 美之松君
大蔵委員会調査 末松 経正君
室長

委員の異動

十月十五日
補欠選任
鴨田 宗一君 長谷川 峻君
瓦 力君 愛野興一郎君
野田 毅君 中山 利生君
河野 洋平君 西岡 武夫君

同日 辞任

補欠選任
愛野興一郎君 瓦 力君
中山 利生君 野田 毅君
長谷川 峻君 鴨田 宗一君
西岡 武夫君 河野 洋平君

十月十五日
昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(第七十七回国会開法第一号)(参議院送付)
は本委員会に付託された。

十月十三日

拘束預金禁止法の制定促進に関する陳情書(原町市議會議長志賀恒八)(第二五号)
銀行業務の適正化に関する陳情書(東京都目黒区下目黒二の一九の二中山正基)(第二六号)
日本輸出銀行大阪事務所の支店昇格に関する陳情書(大阪市北区中之島六の六関西経済連合会長芦原義重)(第二七号)

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案の早期成立等に関する陳情書外二件(愛知県議會議長佐橋兼外二名)(第二八号)

付加価値税創設反対に関する陳情書外五件(恵庭市議會議長大川清人外五名)(第二九号)

公共用地取得促進のための財政措置確立に関する陳情書外一件(中国四国九県議會議長正副議長代表愛媛県議會議長中畑義生外十三名)(第三〇号)

多目的ダム等公共費のための財政投融資資金借入制度新設等に関する陳情書(中国五県議會議長副議長代表山口県議會議長吹田悦外四名)(第三一号)

米軍基地返還跡地の処分方針に関する陳情書外一件(関東一都九県議會議長会常任幹事東京都議會議長山村久外十名)(第三二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(第七十七回国会開法第一号)(参議院送付)

○田中委員長 これより会議を開きます。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案を議題といたします。

本案につきましては、さきの第七十七回国会に

おきまして本院において議決され、参議院において継続審査となり、本日、参議院より送付されたものでありますので、この際、提案理由の説明は省略し、直ちに質疑に入りたく存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○田中委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐藤樹君。

○佐藤樹君 いま委員長からお話がございましたように、本法律案は参議院からの送付の法律でありますので、前回質疑したことにダブらない点のみ、きょうは限られた時間の中で質問をしていきたいと思います。

まず前国会におきましても、個人消化を進めるという意味におきまして、私たちは赤字国債発行そのものには反対でありますけれども、せめてインフレを招かない国債発行という意味におきまして中期債を考えるべきであるということはかねがね主張をしていたわけであります。あくまでこれは緊急避難的なものでありますけれども、やはりインフレを招かないという非常に重要な柱だと思っております。その意味におきまして、いろいろ新聞等にシンジケート団と中期債、特に五年の割引債について交渉がなされているやに聞いておるわけでありますけれども、いまの交渉の状況は一体どういふふうになっているのか、また一面では銀行協会等からいろいろ問題が、たとえば税の不公平の問題、あるいは郵便貯金と銀行預金の不均衡の問題等々、六つの問題がこの

中期債発行に關して話し合われているとも出ているわけでありまされども、その辺も含めて、現在シンジケート団との話し合いはどのような方向になっているのか、まずその点からお伺いをしたいと思ひます。

○大平國務大臣 十月二日に政府として中期割引国債の発行に關する政府の案の骨子をシンジケート団にいま御指摘のように示しまして、検討を願つておるわけでございます。まだお願いしたばかりでございますので、その結果は御報告申し上げる段階に至つておりません。

ただ、この骨子を示す段階までに銀行協会等の代表者の方々に、私からそろそろこの問題についての一応の終息をいたしたいということを申し上げたときに、いま佐藤さんが御指摘のように、郵便貯金制度の問題でございましてあるいはいまの税制上の不公平の問題でございまして、若干の重要な問題について政府の考え方を聞かれたことは事実でございます。それで税制上の問題につきましては税制調査会を中心にして御審議を願つておるわけでございますので、そういう場で公正な議論を尽くしていきたいということでございます。まず、郵便貯金その他金融行政の問題につきましては一朝一夕で解決ができるような問題ではございませんが、こういう問題につきましましては大蔵當局として終始前向きで検討してまいり、金融界等の意向も十分拝聴しながら、適正な行政を考えていく態度に終始したいという意味のことを申し上げたわけでございまして、これはいわば、今日われわれがとつておる姿勢をそのまま申し上げたわけでございまして、条件でございましてかいう性質のものではございません。

○佐藤樹君 そうしますと、中期債発行に關して銀行協会から言われた、一応六つと言われておりますけれども、これらの点については、あくまで条件ではなくて、いろいろとそういう点について大臣が聞かれたので、これはしるべき審議会、調査会、そういったところで審議をお願いすることであつて、このことが全部解決をしない

と、銀行協会側の言うとおりにならないと、シンジケート団として中期国債発行にオーケーというわけにはいかぬ、こういうことではないというふうに考へてよろしうございませう。

○大平國務大臣 そのとおり心得ております。

○佐藤樹君 それと、その話し合いの結果でありますけれども、一応大臣としましてはどのくらいの日安で、めで、この中期国債について、発行時期の問題ですが、発行したいと考へていらっしゃるのか。大臣の口からは、この財政法の成立以降ということにはもちろんなと思ひますけれども、一体その交渉というのはいつごろ終結をされるという腹づもりでされているのか、その時期についてはいかがでございますか。

○大平國務大臣 政府としては、明年度の予算編成時期を控えておるわけでございまして、今年度内に新しい商品が市場に出るといふようにいたしましたと思ひます。またそれをベースにいたしました、明年度の予算も組んでまいるといふことを考へなければならぬので、明年度の予算編成というものは、この発行を頭に置いて考へていきたいと思つておるわけでございまして、なるべく早く結論を得たいと思つております。ただ、シンジケート団をせつていて、いつまでに答えを出していただきたいというやうな意味のせつつき方はまだいたしておりませんが、おのずから常識的な期間内にまとまりをつけていただけるものと私は期待いたしております。

○佐藤樹君 若干事務的なことを岩瀬局長にお伺ひしておきたいと思ひます。

条件です。十年ものと五年ものということ考へますと、これはそれと条件、それから五年ものの、いま長銀なりあるいは興銀なりが出ております。利付債との関係等々が、前も後も横もいろいろ考へなければならぬ条件になつてくると思ひますが、その辺の発行条件については、一応概略どのようなことを頭の中で考へていらつしやるわけですか。

○岩瀬政府委員 先生の御指摘のように、債券の

金利でございまして、期間の態様、それから各種のいろいろな似たやうな債券あるいは金利、そういうものとの並びやあいというやうなものを考へながら、一つのイーロードカーブを引いてみましても、これはかなり技術的な感覚でございまして、シ団とよく技術的に話し合つて決めていきたいと考へております。大体いまの国債が十年もので、表面で八分、利回りで八・二七でございしますが、そういうことから考へますと、応募者利回りでも八分は切るといふことは当然であらうかと思ひますが、その辺は、まだ具体的な問題としては、決まるその時点における金融の情勢でもつて判断していきたいと考へております。

○佐藤樹君 それと、これはシンジケート団とのネゴシエーションがいつごろまとまるかによつてくると思ひますけれども、今度の財政特例法によつて三兆七千五百億発行する、そのうち、もちろんこれはいま申しましたやうにネゴシエーションの時期あるいは銀行協会等との話し合いの時期によるわけでありますけれども、この三兆七千五百億のうちどのぐらひは中期債、五年割引債を考へていらつしやるのですか。

○岩瀬政府委員 シ団の方に大蔵省の中期割引国債の考へ方の骨子を示した中に、実は平年度約三千億というものを一応前提にいたしております。本年度は、最初の初年度はどうであるかというところでございまして、私どもは、期間がかなり進んできておりますし、まだ交渉の途中でございまして、おおよそのめどとしては額面で千億円をちよつと出る程度というぐらひのところが必要ではないかという腹づもりは持つております。しかし、これは最終的な決まった数字というところではなくて、当分の間三千億ということから、逆にいま申し上げた程度のことを頭の中に入れておるといふことでございまして。

○佐藤樹君 特にいままでのお話をお伺ひをして、私が若干疑問に思ふ点は、いままで二年間にはわたつて財政特例法を審議をし、償還表については十年償還ということであつたのは頭で考へて

きた。しかし十年は、いま国民感覚からいっても、個人消費を伸ばすという面からいっても長いのではないかと考えて、中期割引債という発想が出てきているわけですね。いまの法律事項といたしまして、財政法の第四條第二項あるいは財政特例法の第四條で償還計画表を国会に提出をしなければならぬというふうになっていいますね。もし五年の割引債を出すようになった場合に、一体どういう手続を国会に対してしなければいけないのか。私が思うに、これはあくまで予算書の添付書類でありますので、添付書類の変更、償還表の十年というのを五年に変更する手続が必要であらうと考えるわけでありまして、その法的な面についてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○加藤(隆)政府委員 過去に一回例がございました、昭和四十六年度だったと思いますが、従来七年債が出ていたものを十年債にしたことがございます。その際には、限度額は予算で国会で議決をいただくわけでございますが、限度額を動かしましたので、補正の機会に限度額を動かしたわけでございます。したがって、当初予算で提出いたしましたので償還計画の補正表というのを添付して出したことがございます。

今回の場合は、現在シ団の方という話が進んでおりますが、いつになるか定かではないわけでございます。仮に五十一年度中に出るとなれば、場合、そのときに補正があるのかないのか、補正がない場合一体どういうことになるのかという御質問だろと思ひます。その際には、昨日も参議院の大蔵委員会御議論がございまして、政府といたしましては償還計画表その他について御説明をいたすような手続をとるというつもりでございます。

○佐藤(観)委員 その説明というのはどういう意味ですか。つまり償還表を四十六年度のときのよりに、恐らく皆さん方の感覚では四十六年度のときには七年債を十年債に直したから補正表を出された、今回は十年償還計画としていたのを五年に

するのだから、罪は軽いではないかというのはいない方かもしれないが、そこまではなくてもいいんだという感覚があらうのではないかと思ひますが、その説明というの償還表を出し直す、変更するという意味ではないんですか、説明するということは。

○加藤(隆)政府委員 端的に申しまして、当初予算に出しました添付書類である償還計画表を直して、国会があればお出しするというところでござい

ます。○佐藤(観)委員 そこで私は大臣にお伺いをしたの、一体いつごろまでにこの話のめどをおつけになるつもりなのかというのを、私はこのことがあるから若干お伺いをしたわけなんです。つまり、今度の国会は御存じのように十一月四日まで。われわれの任期も十二月の九日だ。しかも十月の三十一日は、余分なことですが皆さん方の自民党の党大会があるという、恐らくあの一週間またごたごたするだろう。ということになりま

す、事実上もう十月の二十三日ぐらいまでには大きなことは片づけていかないと今国会というのは無理だ。そうなつてきますと、とても選挙後の特別国会というのはそんなことをやっていられるときではない。来年の通常国会ということになりますと、予算があり、あるいは大蔵委員会が実際に開けるといふことになりまして、まあ二月の半ばごろというものが通例になっているわけですね。こういうことをずっと考えてきますと、この中期割引債、五年債を考へられるということになると、償還表の変更を早急にやらねばならないことには、実際には先の政治日程等を考へるとできないいんではないかと思ひます。

ですから、私は先ほど大臣に、じゃいつごろまでに話をつけれられるかというふうにお伺いしたのは、一体どのくらいまで実際に五年中期債を考へられているかということと関連して、具体的に償還表の変更をしなければならぬということになれば、今国会しか実際にはなかなかできないいんではないか、こういうことを考へるわけでございます。

すので、その点については一体どういうふうにお考へになつていらっしゃいますか。

○加藤(隆)政府委員 二つございまして、一つは実際の一体いつごろどうなるのかという点がございまして、もう一つは手続でございますが、その両面につきましてもうしばらくお時間をいただきたというところでございまして……

○岩瀬政府委員 いまシ団の日程のごとでございますけれども、大蔵省から正式に提示いたしましたのは十月の二日でございます。土曜日でございますが、その後シ団、これはもちろん大蔵関係深いところが多いものでございまして、シ団の取りまとめの方に時間がかかっておりますのと、有力なメンバーである都銀がIMFの総会に出席しておつたとかいうようなことがございまして、大蔵の足並みが先週あたりからその会合の本格的なものにぼつぼつ入り始めたというところでございまして、これは今週、第一回の全体的な集まりをきようあたりから始めておるといふような段取りでございますが、そういうことになりまして進みぐあいは私にわたり早く進んでいくのではないかと

いう感じがいたします。ただ、大蔵省の側から特に何日までにはせよといううなことを申しますと、これは御相談というよりもむしろ非常に指導しているという形になります。そのことから、よく納得のいく審議をしてもらうということをしてまたえに大臣からもお話をございまして、そういう点では特に時間を指定いたしておりません。しかし、私はこれからの進みぐあいは早くならないと思ひますけれども、いつ幾日までに大体大丈夫だといううな確定はいまのところまだ私どもに把握するだけの材料はございません。

○武蔵(山)委員 関連。大臣、いまの質疑応答を聞いておきますと、どうも臨時国会にその補正の付属書類を出さないと、実際問題としては来年の三月か四月以降でないと発行できないですね、個人消化の中期債を。というのは、国会承認できま

せんよ、時期的にも物理的に。

そこで、私ちょっと手続的に法の体制を聞きたいのでありますが、これは加藤さん、いまの十年償還というのを、たとえばいままで出ていたものを十年以内とくつければ五年のものできる、七年のものできる、三年のものできるという解釈になるのか。一々五年のものが何千億円、三年のものが何千億円と金額まで入れなければ償還計画の体裁は整わないものなのか。一体もし補正でばつと出す場合、どういうことになるのですか。十年以内となつた場合はどうなるのですか。もうあとそれで一切包括できるのですか。

○加藤(隆)政府委員 償還計画表の法的性格なんでございますが、四條の二項の場合も、今回お願いしております特例法の四條の場合も同じ性格だといふふうに理解しておりますが、添付書類である、したがって国会の議決対象ではない。さきさきながら、予算で限度額をきようだいするときは御審議をいただく重要な基礎資料である。法的には、いま申しましたように議決対象でないの、期限の意味云々という前に、償還計画表の性格から見ますと添付する書類であるということに――われわれ法的にはそうだと思ひますが、そうなりますと、発行権限は法律でいただく、限度額は予算でいただく、それから発行条件は、御承知のように国債に関する法律で大臣にお任せをいただいております。発行条件がなぜ大臣にお任せいただいているのかといへば、マーケットのいろんな状況に応じて金利が上がり下がりますし、償還期限だって動くわけですね。したがってそういううなものは大臣にお任せをいただいている。そうすると、いまの十年のものを五年のものにするあるいは七年のものを十年のものにするということは大臣にお任せをいただいた範囲の問題である。二つの問題があるわけですね。償還計画表の行政府と国会の関係の問題と、それから償還期限は発行条件の一要素ですから大臣にお任せをいただいております。われわれは両面から考へて、本質的には国会に――機会があればと

いう意味は、限度額を動かす場合に条件を——四十六年度の例はそうだったわけですね。そこでまたまたその問題がクローズアップされないで済んだわけなんです、お出ししたので、今回の場合は限度額を動かさないわけです。したがって、そこで一体どういう取り扱いをするかというところで考えたのですが、四十六年度と同じように国会にはやはりお諮りをする、そう考えたわけです。ただ、諮るといっても、補正を出さないです。国会があるかないかわからぬわけですが、さういいますね。そこで先ほど申し上げましたように、手続についてはしばらくお時間をいただきたい。法的性格の問題は、前段に申し上げたように私どもは考えておるわけでございます。

○武蔵(山)委員 だから、私の質問に答えてないんだ。付属書類で仮にこれは議決事項でないにしても、議決事項とセットになって資料として一応出すものでしょう。それに變更が、十年償還と書いてあるものが、たとえ大蔵大臣の権限で五年にしようが三年にしようがいいけれども、十年のものと限定された付属書類になっているわけでしょうから、そこで五年ものが出る場合には、これからもしそういう付属書類に出す場合に十年以内と直せばいいの、それとも全く別に五年ものを新たに発行いたしますという付属書類を出すのか。それは技術的にいままでの法の体制上どういう体裁を整えればいいのか。あなたは口頭で委員会で説明すればいいとでも考えているのか、そこがはっきりしないのだ、まだ。

○加藤(隆)政府委員 法的性格の議論と実態的な問題とあるのですが、実態的な問題の方から申し上げますと、今回の場合仮に五十一年度内に出るという事であれば、四十六年度のとく同じようなスタイルで、五十一年に三兆七千億余ですが、それで六十一一年に幾らと、その下に五年の期間のものが何々千億です、こつちが何々千億というようなかっこうになると思います。それは、二番目の法的性格の方ですけれども、その法的性格の方はことしも去年もそういう議論があったので

すが、ともかくわからないわけです。言うならばマーケティングの条件なんです。割国を出すと、五年を出すと、かといふのは六カ月前にわからぬわけなんです。理財局の方からさうくばらんに申し上げて、主計局に対してどっちでもいけるような方式というのはないのかという御議論もあつたのですが、私どもどう考えてもさううまい手はないわけですね。法的には、ばくらはさつき申しましたように、議決対象でないの、あと国会と行政府との関係については、実質的な内容がおわかりいただけるようなものにして御説明をする、最初から決めておるわけです。ただ、そこで手続とか、一体いつになるのかとか、その辺はどうにもわからないわけです。

○武蔵(山)委員 それは後回しでも発行できるのか。

○加藤(隆)政府委員 ですから、いまはもつぱら実態的な面でも申し上げておるわけですが、これからどういふようなフォームにするかといふことになりまして、大体四十六年度のときのようなものを頭に描いて、わかりやすいものをつくるべく努力いたします。

○佐藤(鶴)委員 この償還表の問題は、国債発行する場合に、先の財政の見通しが一体どうなるかに非常に関連をしてくるし、特に次の十年先の財政に関連をしてくることなので、前国会のときにさんざん議論をして、五年間に税負担をこれだけ上げなければ収入が合わないというのをやり合つたわけですね。その意味では、いま武蔵委員から御質問があつたように、確かに償還表をいまのような書き方ではなくて、五十一年度三兆なら三兆、六十一年度三兆返しますというやうなやり方ではなく、十年以内とすれば、確かに国債に関する法律に書いてあるように、大臣にはフリーで、七年償であらうと、ときには三年償であらうと発行できる、そういうフリーなものはできやうかと思ふのです。ただ、その場合にわれわれが困るのは、それでは十年以内だといふと、一体五十一年から見た場合に五十八年のときは一体幾

ら借金を返さなければいけぬのか。五十六年は幾らなのか、五十九年は幾らなのかといふのはわからないわけですね。あくまで行政サイドのフリーだといふことになりまして、私もこの前の国会で言つたように、次は大平さんが総理大臣になるかどうか知りませんが、五年後くらいにはわれわれがとつておるつもりでおるわけですから、さうなつてきますと、借金ばかりこちらに全部し寄せされて予算組むのにもほとんど金がない、自由な政策ができないといふやうなことになると思います、非常にこれはまた問題だと思ふのです。さういふ意味では、このことだけやっているわけにいきませんので、ひとつさらに詰めて、その法的な面については検討願いたいと思ふのです。いま私が言つたような観点からも検討願いたいと思ふのです。確かに金融市場いろいろ動きますから、条件が金利だけではありませぬので、なるべく、ある程度フリーにしていかなければいけぬといふことはわからぬわけじゃないかと思ふが、国家財政の今後といふことを考えますと、その観点だけではいかぬのではないかと気がいたしますので、その点は今後なお検討していただきたいと思ふのです。

それでもっと現実の問題になりますと、先ほど武蔵委員からお話があつたように、今後の政治情勢を考えますと、実際にどうも岩瀬局長のお話では、今国会中に償還表の變更案を出せる状況ではないように私は受け取れる。そうすると、来年の二月から三月、早くも三月くらいには、最も現実的な——社会党はこのごろ非常に現実路線ですから現実的な日程をいいますと、三月くらいにしか——実際に国会の報告といふことになるのか、これもまた非常にむずかしい点でありますけれども、出されるというからには、やはり当委員会のある程度の、いろいろな意味での了承ということになると思ふのでありますが、実際には三月くらいにしかできないのではないかと、いろいろ政治日程を考えるとどう考へざるを得ないわけですね。この辺について大臣はどういうふうにお考へ

になつていらつしやいますか。

○大平(内閣)大臣 国債に関する法律で、発行の条件等は、大蔵大臣にゆだねられておるわけですが、大蔵大臣の権限といふのは、大要節度を持つて実行せねばならぬものであることは当然のことでございます。

そこで、武蔵さんの御質問の中に、改定された償還計画表が出ないと発行できないのかといふことでございまして、私もさう考へないの、改定されてから大蔵大臣に委任されておる法律によつて私は発行はできると思ひます。ただ改定いたしました償還計画表は国会に提出すべきであると思ひます。しかしそれは議決の対象とは考へません。しかしこれはシロととの間で話がつき次第速やかに本委員会に提出すべきものと私は考へております。

その場合形式でございまして、これは佐藤さんがいまいみじくも言われたように、十年以内といふやうなことでございまして、年次のなものはつきりいたしませんので、十年償とか五年償とか、やはり種類別にきちんといたすべきものと思ひます。それがいま私の頭にある考へ方でございます。できるだけ早くさういふことを処理いたしたいわけでございますけれども、先ほど申しましたように、シロの方に高圧的にタイムリミットを設定して臨むわけにもまいりません事情は御了解いただきまして、できるだけ早くいたしたいと思ひますけれども、タイムリミットをいまここで設定するといふことはできないことは御了承いただきたいと思います。しかし、これが決まりましたら早速さういふ手順を整えてわかりやすい償還計画表といふものを国会に提出するように努力いたします。

○佐藤(鶴)委員 時間がありませんので次の問題に移らしていただきますと思ひます。

いま年度予算の編成に入つておるわけですが、三木内閣がどうなつてくるのか、次が大平内閣になつてくるのかどうなのか非常にわから

ないことが多々ありますので、いろいろ事は複雑であります。いまとにかく五十二年の予算編成の準備というのは大平大蔵大臣のもとで行われていることは間違いないわけですね。その前提に立ちまして、一体来年度の所得税減税はどうするつもりなのか。これは参議院においても、あるいは物価対策特別委員会におきましても、いぶん論議がされております。特に、せめて物価調整減税くらいはすべきではないかというふうな議論もかなり大きくなっておりまして、自民党の選挙政策の中でも、これはまだはっきり固まっていないうでありますけれども、何かそういうような夢を持たすような雰囲気は醸し出しつつあるわけですね。

このことについてであります。特に細かいことはもう時間ありませんから聞きますが、いまや景気が中だるみ状態にある、個人消費がある程度伸びない原因というのは、皆さん方がつくられた主要経済指標の中で、五十一年度見通し百六十八兆の中の個人消費は九十六兆を見込んであるわけですね。つまり構成比で五七・二％見込んであるわけですね。ところがこの個人消費が伸びない理由というのは、ベースアップがかなり抑えられたこととあれば、所得税減税が行われなかった。したがって実質手取りはほとんど上がっていない。あるいは国保税その他の税金等が上がっている。こういうようなことを考えますと、私たちはいま社会党、公明党、民社党で三万円の戻し減税の法律を出しておりますし、やはりことしのこの景気の中だるみ、特に個人消費が伸びないという中では、この所得税減税を行わなかったという政策的な失敗はかなり大きなウエイトを占めているのではないかと認識に私は立っているわけですね。この点について大臣はどういうふうにお考えになっておられるのかということ、それとあわせて、来年度の所得税減税、物価調整減税、これについてはどういふふうに考えていらっしゃるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

○大平国務大臣 景気対策の観点から、あるいは

実質所得を保障する意味での調整減税というような主張は、野党ばかりでなく与党の中にもあるわけでございます。それでいま具体的には、総選挙に対して掲げる政策との関連もございまして、自由民主党の政調会と私どもの方でお話し合いの中でございまして、まだ正直に申して結論は出ていないのが今日の段階でございます。

それから政府の方の段取りでございますけれども、税調には中期的な展望に立ちまして、税制全般につきましても御検討をいたしておるわけでございます。五十二年の税制をどうすべきかというふうな御諮問はいたしてないわけでございます。中期の税制に立ちましての所得課税から消費課税、資産課税、流通課税全体にわたっての御検討をいただいております。それが私どもの期待をいたしては、来年度の予算を編成するまでには、さしあたり五十二年にはどういふことがその中で取り上げることができるといふことは糸口としてつかみたいものと考えておるのはいまの状況でございます。したがって、佐藤さんの御質問に對しまして的確にいまお答えすることができないのが正直に私がいま置かれた立場でございます。

ただ、おまえはどう考えるのかということを開かれたならば、五十二年という特定年度の減税ということになりますと、これは御承知のような財政事情でございます。五十二年の所得税減税、これは調整減税であれ一般の減税であれ、いづれにいたしましても五十二年の減税を考へるということは財政上大変困難である、不可能と申し上げていいような状況であると申さざるを得ないと思ひます。

○佐藤(観)委員 福田経済企画庁長官、副総理はきわめて興味のある発言、発言しなくてはきわめて考へなければいけない点があるという、われわれに言わせれば前向きな答弁をなさっているわけでありまして、それに加えて大平大蔵大臣は、新聞等で見ますと、若干財政事情は苦しいけれども

何か考へなければいけぬというニュアンスのことが新聞等では報じられているわけですね。いまの御発言ですと、財政事情から言つてこれは無理です、五十二年は無理ですと、完全に御発言になったというふうにとれるわけでありまして、そうとてよろしゅうございませうか。

○大平国務大臣 福田さんばかりじゃなく、私も佐藤さんも同様であると思つてございまして、政治をやつておる者にとりまして、減税というのには大変魅力あるテーマであることはもとよりでございます。事情が許せば減税をやりたいというところは変わらぬ願望であると思つてございまして、そういうことを実現するためには、いろいろな条件を丹念につくり上げていかなければならぬこともまた当然のわれわれの任務であらうと思つてございまして、五十二年という年度の御問題として提起された場合におきましては、大蔵さんも私も共通した認識であると思つて、福田さんへも伺つております。

○佐藤(観)委員 われわれが五十二年、五十四年、五十五年等のその先の一般論としての減税は論じても余り意味がないと思つております。景気が中だるみ状態になる、その中の大きな要因の一つに個人消費の伸び悩みがある。これはやはりベースアップが抑えられたこととやら、減税がなされなかつたこととやらあるいは国保税その他の税金がふえてきて、実質可処分所得が減つていくことになり大きな要因がある。したがって、現実には五十二年というふうに限って物を考へていられるわけでありまして。

いまいづれにしろ、この論議をもつたしたいのであります。時間等もありませんので、それに関連をしてお伺いしておきたいのであります。税調の第二部会の方では、酒やたばこやあるいはその他の間接税の増徴をもつと考へるべきである、こういう意見が非常に強いとわれわれは聞いております。特にたばこの専売納付金をたばこ消費税に変えたらどうかというふうな意見もかなり

強く税調の第二部会では出ていられるやに聞いているわけでありまして、こういった間接税あるいはたばこの値上げあるいはたばこ消費税の導入について、現在の大平大蔵大臣としてはどのような考へていらっしゃるわけですか。

○大蔵政府委員 御質問にございました第二部会での御審議でございますが、大臣も申し上げましたように、いまはいわゆる中期的な問題を御議論願つております。そのときに嗜好品課税というグループをいたしまして、酒税それからたばこの納付金、砂糖消費税というふうなものを一括して問題提起をいたしました。問題提起の仕方としては、こういう嗜好品課税についてはいまよりもう少し負担を求めてもいいのではないかと考へ方と、これに対して、いやこれは嗜好品とは言へば大衆課税になる面があるのだから、この引き上げはよろしくないという意見と對比してお出ししてございまして。

もう一つの柱としては、いまの水増しに引き上げるといふ問題を別にして、ほつておくと負担率が高下るといふ問題をどう考へましようかという問題提起もいたしてございまして。主として第二の問題に関連しまして、酒についてはもう少し一般的に重課税にしてみたらどうかという御意見があつたことは事実でございます。たばこにつきましても、いまの専売納付金制度というのは国民にわかりにくいから、むしろ消費税というものを考へたらどうかという御意見があつたことも事実でございます。酒については、前々から私も考へ方を申し上げておりましたが、五十二年度にいますぐ取り上げるといふのは別の問題でございます。中期的に御議論を願つておる。納付金制度につきましても、専売監督官の方からなお御説明いたしたいと思ひます。

○佐藤(観)委員 そうしますと、いまの主税局長のお話を聞いていますと、税調の第二部会ですう意見があつたということであつて、政府全体の考へ方としては必ずしもそういう方向にまわつていっているものではない、こう理解しておいてよ

ろしゅうございますか。

○大蔵政府委員 仰せのとおりでございます。

○佐藤(観)委員 それにちょっと関連をしまして、昨年たばこの値上げのときにいろいろな角度から議論をしたわけでありまして、その中で一点、その後どうなっているのかなという点を泉専売公社総裁にお伺いしておきたいのは、百円たばこの検討の問題であります。私も調べてみましたが、私の質問が五十年の四月二十三日に行われていて、それ以後それを追って衆議院におきましても参議院におきましても五回、私も含めて、私を筆頭に百円たばこの問題が提起をされているわけですね。その中で泉総裁は、一年以内ではちょっと長過ぎるのではないかと回答を、これは参議院において、私の質問を受けた鳩山威一郎議員の質問に答えて、これは日付はちょっと時間がありませんから申し上げませんが、一年以内ではちょっと遅過ぎるかと考えているという回答をされている。あるいはわが党の辻議員の質問に對しても、ほぼ六月以内ぐらいに、いろいろ手間はかかるけれどもそれなりに検討したいという回答がなされているわけですね。その後、この百円たばこ、もう一年余たっているわけですから、どの辺まで検討が進められて、どういう方向なのか、できそうなのか、やはり百円たばこにしたら皆さんの方の収入が減ってしまうのでやめるのか、その点は一体どういうふうになっているのか、いかがでございますか。

○泉説明員 御質問のとおり、昨年の四月段階で佐藤委員から御質問がございまして、百円たばこにつきましては定価改定後の市場の動向を見ながら検討してまいりたいというお答えを申し上げたのでございます。その後、昨年の十二月十八日に製造たばこの定価改定を行ったわけでございますが、その後の市場の動向からいいますと、数量は減少いたしておりますが、平均価格水準は私どもが予想しておったほど下がってはおりません。それは結局消費者の動向はどちらかというと高級化の方向にあるように見受けられるのであります。

す。そういう点からいたしまして、私どもとしては、現在のハイライトとわかばとの間に、適当な利益率を保ちつつ、新しい百円銘柄を出すという事は、業組みの比率の面からいいたしまして、また、市場の動向からいいたしまして、適当でないというふうに考えまして、目下のところ百円たばこを出す意向はございません。そのことは、昨年十二月十三日の参議院本会議におきまして、大蔵大臣から御答弁になっておられるところでございます。

○佐藤(観)委員 総裁が述べられているのは、消費の動向も加味されているわけですね。いま消費の動向は思ったほど落ちていないという御答弁があつて、なおかつ百円たばこが出せないというのはどういふことなのか。それから、実際に皆さんの方では、いま十二月と書かれているけれども、私の質問したのは四月二十三日で、そして、通常の場合一年かかるけれども、お話のようなことでございまして、そのようにゆくりしておれませんので、できるだけ早い機会にということ、四月の時点で、私の質問に対して、その時期から一年ということを書かれ、それを受けて、参議院におきまして鳩山威一郎議員が一年もかかるのではとてい意味がないと言われているのは六月二十三日なんですね。そういった意味におきまして、いま言われた、消費動向が落ちていないのに百円たばこを考えないというのは一体どういうことなのか。それから、では皆さん方は、業組みとか原料のコストとか香料とかデザインとかいろいろなことを加味しなければいけぬわけでありまして、百円たばこというもののに関して一体どの辺まで具体的に検討されたのか。恐らく皆さん方は、平均価格が値上げして百二十七円ぐらになつていまして、百円たばこを売り出したらそちらに消費が動くということではないということだと思つておりますけれども、具体的にどこまで技術的に実際に詰められたのか、もう少し御説明願ひたいと思ひます。

○泉説明員 まず最初に申し上げたいのは、私が一年と申ししたのは、通常、新製品を出しますときには、それを出すという事を決意いたしましたから現実に市場に出るまで約一年かかるのが通常でございます。しかし、もし百円たばこを出すというのであれば、定価改定に関連して出すのだから、そんなに通常の手續を踏んで一年かかつては大変だから、もう少し短い期間で出さなければならぬでしよう、こういう意味で申し上げたのであります。出すか出さないかの決意をしてから幾らの期間というふうに考えておつたわけでありまして、御質問になつた時点から一年とか半年のうちに出すということを申し上げたものではなかつたわけでございます。

定価改定後の状況につきましては先ほど申し上げたとおりであります。お話のとおり百円たばこというのは現在の定価改定後のたばこの価格水準からいいますと平均以下のたばこになります。しかも、業組みの面におきましても現在のおかばとハイライトの間をねらつた、しかも利益率のある程度あるというたばこを設計することは大変むずかしいでございます。もちろん私も同じくしては、技術的にはそういう業組みにつきましてもいろいろ検討いたしました。現実にはデザインなどもつくつてまいりました。しかし、そういう検討をいたしましたけれども、基本的に専売納付金が減少するようなことを行いますことは現在の財政状況から見ましてもどうもいむずかしいというところで、現在は断念いたしておる段階でございます。

○佐藤(観)委員 いま総裁が言われた理由というのは、ある意味では何度の審議の中で述べられている理由です。そしてその理由は、いま言われたようにたばこの平均の価格は百二十七円だと思ひますけれども、これ以下の百円たばこになるわけでありまして消費がそこに動く、このこととはある意味では値上げ法案が成立しようといふと変わらぬ理由です。それから、業組みの面では、わかばとハイライトの間のものでございまして、これは技術的な問題というものは、これは

ある意味ではあらかじめ予想できることですね。ですから、いま言われた理由というのは、法案が通る前は皆さん方は、われわれは五回にわたつて——私も五回も行ったとは思わなかつたのだけれども、私の質問を契機にして武藤山治議員以下わが党の辻議員その他、いま申しましたように五人の委員が百円たばこについて質問し、総裁の方も検討すると言われた。しかし、その結論というのをいま聞いてみれば、何だ初めからあらかじめわかっていることじゃないか。百二十七円の平均価格のところに百円のものをつくれれば、嗜好品でありますから消費が前後動くわけではないけれども、そこが動く、専売納付金が増えることによって幾らか下がる、このことは予想できること。それから、わかばとハイライトの間のものでありますけれども、業組みが一体可能かどうかは、これは皆さんの方のところはいつも三種類か四種類の新しい業組みのものを絶えずいろいろな意味で技術的に考えていらつしやるわけだから、これだつて十分予想できることですよ。ですから、いまの総裁の御意見を聞いてみますと、いままで国会の答弁というのは、法案を通すために検討しますと言つてきたけれども、いや通つちやたらまあこれでもいいや、そういうふうな答弁にしか私は聞けない。これは納得できないですよ。新しい事態が起つて消費がたつと落ちた、専売納付金が半分になつた、だから先生、とても百円たばこなんかは考えられせんというなら、私も現実路線を行く社会党の大蔵委員会の理事といたしましては、それならばそれでわかります。しかし、あらかじめ予想できる理由で、いまの段階でいいいませと總裁が言われたようにもつと早い段階でございませんと言われるなら、われわれとしては總裁の検討するというのは単なる国会向けの方便であつたとか言ひようがないと思ひます。もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○泉説明員 いや、私が申し上げましたのは、そういう業組みの問題あるいは平均価格水準より以下のたばこであるから利益率が下がる、これはお

話のとおりあらかじめわかっておることでありま
す。しかし、にもかかわらず商品体系の上からい
たしますと、八十円と百二十円の間にもう一銘柄
あるのが望ましいということもまた事実でありま
す。そこで、いろいろ検討をいたしたわけござ
います。先ほど申し上げましたように、定価改
定後消費の伸びが、四十三年の定価改定るとき
は三、四カ月で従前の数字に戻ったわけでありま
すが、今日では九月になりましてまだ五十一年
の四月から九月までの売り上げは、昨年の四月か
ら九月までの売り上げの九六%にしか達していま
せん。従来は、大体年々五、六%数量がふえてお
ったのが四%減になっておる状況からいたします
と、そういう新しい安いばいこを出しますことに
なりますと、専売納付金の納付見込みが達成でき
ない心配が出てきておるわけでありま。そうい
う点からいたしても、私どもとしてはなかなか
か百万たばこを出すということにはなり得ないの
でございす。

○武蔵(山)委員 総裁それは説弁ですよ。総裁は
あのときには法案を早く通してもらいたいという
ことで、いろいろな案をわれわれにも示したので
すよ。百円なら、機械に入ればおつりがなくて
ぱつと出るし、便利だし、そういう嗜好の方向も
考えられるから、ぜひひとつでできるだけ協力し
てくださると、私もあなたからじかに聞いた覚えが
あるんだよ。それをいまここで、いや、それは売
り上げ動向がどうだこうだという弁解はわかるけ
れども、もしいまあなたがおっしゃるのが当時予
想されたらば、なぜ質問した議員ぐらには、議事
録を通じて、約束をしちゃったけれども、こうい
う状況でこうだからあの構想は取りやめにしてく
れ、私も答弁が実行できないでちょっと内心苦し
いものがあるから了解してくれと、総裁、電話で
もいいから了解をさすべきですよ。それが誠意と
いうものである。私はそう思うが、どう思います
か。

○泉説明員 お話のとおり、御質問されました議
員の方に私からお断りするのが筋だと思ひます。

私どもとしましては、ただ、昨年十二月十三日の
大蔵大臣の参議院本会議における御答弁で問題は
処理されたものと考えておりまして、大変心得違
いをいたしておりました。まことに申しわけなく
思っております。

○佐藤(親)委員 総裁、時間がありませんから、
もう言いませんけれども、五十年年度決算を見ま
すと、確かに販売数量では二%しか伸びていないけ
れども、売上額としては一三%伸びているわけ
ですよ。ですから、四%下がったから、これは値上
げすればある程度下がることもわかるわけで、そ
の意味ではまだ——時間がありませんので、これ
以上は改めて来週でも検討する時間をいただきた
いと思ひますが、いずれにしろ、総裁の言われる
ような理由で百円たばこが、五回にもわたって検
討すると国会で言われたことがはじになったとい
うことは、当委員会としてはとてもこれは納得で
きませんので、さらにもう一度総裁にきていた
いて、もう少し詳細にこのことについては議論、
質疑をさせていただきたいと思ひます。

以上で終わります。
○田中委員 増本一彦君。
○増本委員 きょう閣議で人事院勧告の実施をお
決めたことですが、先にこの点について
二、三大臣の御意見を伺っておきたいと思ひま
す。

この人事院勧告は、この後どういふ具体的な実
施の道筋でいつごろ給与法の改正案を含めて処理
される見通しになっているのか、ひとつ財政当局
のお考えを明らかにしてください。

○大平(国務)大臣 今朝閣議後、給与関係閣僚会議
を開きまして決めたことは、いま御審議をい
ただいております財政特例法案の成立があれば
人事院勧告を完全に実施するという方針を決めた
わけでございます。そして、手順をいたしまして
は、特例法の成立直後閣議を開きまして、正式に
決定いたします。

大蔵当局といたしましては、特例公債法が成立
いたしますと、この公債の年度内の消化、これは

大分おくれておりますけれども、完全消化にあら
ゆる努力を傾注いたしましたし、財源の確保に努める
ことがまず私どもの任務であらうと考えておりま
す。

それから、財政措置といたしましては、補正を
必要とすることなく、すでに御承認をいただきま
した予算の予備費をもつて所要財源は確保できる
ものと考えておるわけでございますけれども、こ
の機会に政府内部におきまして一般行政費の可能
な限りの節約は同時に実行したいと考えてお
ります。

○増本委員 人事院勧告の完全実施を進められる
というお話ですが、その中で、特に勤勉手当につ
いては引き下げが勧告が出ていますね。私たちは
この引き下げはきわめて不当だと思ひますけれ
ども、それをさらに原状に戻すことを含めて、こ
れは一定の将来の問題になると思ひます。けれ
ども、財政の見通しを含めて、こういう労働条件を
引き下げた部分をさらに引き上げていくというよ
うな方向では、大臣としてはどういふようにお考
えなんでしょうか。

○大平(国務)大臣 ボーナスのカットの問題です
か。——あれは民間の調査に基づいたものでござ
いますので、政府といたしましては勧告どおり減
額すべきものと考えております。

○増本委員 そこで、赤字国債が去年とことしと
立て続けに発行されるわけですが、来年も赤字国
債は、政府の中期財政見通しその他を見まして
も、免れないという前提でいろいろ議論もされて
いるようです。そこで、来年度の予算編成のいろ
いろな作業も行われてきているわけですね。けれ
ども、一つには、発行の限度額を検討する場合で
も、来年の景気の問題と、それから税制改革でど
れだけの具体的な財源の手当てをするかという同様
の問題が十分検討の材料に上らなければならぬ
というように思ひますが、来年度を見通して、予
算編成を踏まえて、一体経済状況がどうなるか、
そしてまた、それに対応して、関連させて、税
制改革をどういふ方向づけをして進めてい

こうとなるのか、その点についてひとつ大臣の
お考えを伺っておきたいと思ひます。

○大平(国務)大臣 仰せのとおり、来年度の経済が
どのように推移してまいりますかがわかりません
ので、来年度の予算はどのような規模にしたいの
ものかという見当がつかないわけでございます。

それから歳入面におきましては、先ほども佐藤さ
んにお答え申し上げましたように、税制の検討を
して、中期的な展望に立つての税制の検討をお願
いいたしておるわけでございます。予算編成ま
では、そのうち五十二年度においてどこから着
手すべきかという見当をつけてみたいものと
念願しておりますけれども、まだ検討に入らな
いばかりでございますので、そういう見当はまだつ
いていないわけでございます。したがって、いまか
いも、具体的に来年度の予算がどういふ規模に
なり、そして赤字公債の発行はどの程度になるで
あるかという見当をつけることは大変む
ずかしいことでございます。これは政府に一応の
数字があつて答えないというのでなくて、そうい
うことはできないのがいまの段階でございます。

ただ、政府の決意をいたしまして、いまの過剰に
国債に依存しておる状態、とりわけ赤字公債を今
年度のように三兆七千億以上も出しておるとい
うような状態は是正されなければならぬので、
五十二年度は少なくともこの特例公債を幾らでも
まず減らす第一年度にしたいという決意を
持つて来年の予算編成に臨みたい、そういう決意
を持つておることだけは申し上げさせていただきます
と思ひます。

○増本委員 特例債の発行限度額三兆七千五百
億、来年度はもっと減らしたい、限度額の上でも
減らしたいということなんです。それとも総予
算の中に占める割合、そういう意味で割合、比率
で減らすという意味なんですか。

○大平(国務)大臣 絶対額を減らしたいという決意
を持つて当たりだと思っております。

○増本委員 いま税制調査会ではいろいろ作業が始
められているようですが、具体的に来年度

の税制改革でどの点が具体的にテーマとして選定され、あるいはどういう作業が具体的に進められているのか、いまだどういふところに来ているのか、その点をひとつ明らかにしてください。

○山内政府委員 現税制調査会は主として中期税制の検討ということで御議論を精力的に進めてもらっております。と申しますのは、従来から再三御議論いただいておりますように、中期経済計画あるいは財政取支試算の示すところによりまして、ある時期に何らかの形で増税をお願いしなければならぬ状態が予測されるわけでございますけれども、そういった情勢に対処して、中期税制としていかうな形でそれに対応できるかという点が主たるテーマでございます。現在までのところまず現行税制の洗い直しから始めておりまして、まだ目下それがほぼ途中あるいは途中よりももう少し先に進んだ段階ということでござい

ます。私もどなたもいたしましては、来年の税制改正もいずれにいたしましても大きな意味で中期の方向から逸脱をするというのは適当でございせんので、そういう意味合いで現在中期の検討が、できれば来年度の予算編成に差しかかる前における程度の見直しをつけていただけたらというところが、来年の税制改正をもう一度意味で整合的にやれるということに相なります次第でございます。で、私どもの希望としては秋口までに税制調査会のそういった中期税制の方向が、結論とまではまいりませんが、中間的な形ででも方向を示していただければありがたいということをお願い申し上げておりますし、大体税制としてそういう方向に沿って現在審議を進めていただいておりますという状態でございます。

○増本委員 五十二年税制改正の具体的な作業はいつごろから始まるのですか。

○山内政府委員 その点につきましては、これは例年のことでございますけれども、先ほども大臣が申し上げましたようにまず本年度の税収の見通しがある程度はつきりする時期、それから同時に

来年度の経済情勢がある程度見当がついてまいります時期、そういう時期に差しかきませんと租税収入全体の枠の見通しが相立ちませんので、その時期にいたしましてはやはり例年冬に差しかかった時期から始めるということになるかと思ひます。本年も大体それと同様と考えております。

○増本委員 そこで、これから後、ほぼ今年度三年の間の経済の動きいかんでは——せんだったの大臣のお話ですと、景気が底がたくましく上向きつつあるというふうなお話もされましたけれども、そういうものが今後の税収にやはり敏感に影響してきますね。限度額は三兆七千五百億で決めども、その中で当然これは最小限度の発行にとどめるといふ再三の答弁も大臣から前回の国会でもありましたが、大体この後半後の税収の見通しと、それから限度額三兆七千五百億の中でこの赤字国債、特別国債は大体どのぐらいの現実の発行になるというふうな見通しを持っているのか、その辺、財政の収支全体の見通しを見てどういふお考えなのか、お伺いしておきたいと思ひます。

○山内政府委員 大臣のお答えに先立ちまして、現在の税収の進捗状況を申し上げますが、八月末の一般会計税収が五兆八千八百九十三億円でござい

ます。予算額全体に対して三七・九%が収納されたということに相なります。前年同期の進捗割合を〇・二ポイント上回っているという状態でございます。現在の段階でございまして、まだいろいろの不確定の要素がございすけれども、いろいろの要素を彼此勘案いたしまして、ただいまのところ本年度の税収といたしましては大体何とか予算額は確保できるのではあるまいかということを考えておりますが、一方、予算額を上回って自然増収がかなりの規模で出るといふことは全く期待できないのではあるまいかというふうに考へております。

○大平国務大臣 ちょうどこの年度の後半に入ればかりでございますが、年度間を占うなんといふことはとてもできる相談ではございせん。けれども、いまの税収の報告がございましたように、まず見込み額は収納できるのではないかと

いう見当をいまつけておられるけれども、自然増収は余り期待できないのではないかとという見当をつけておられることが一つでございます。

それから一方、歳出でございますけれども、これとしまわらざる災害、冷害がございましたし、ただいま人事院の勧告等の実施の問題がございす。そういう追加財政需要というふうなものも私どものところではいろいろ見当をつけてまいりますと、まず御承認をいただきました五十一年度予算の枠内におきまして大体いま予想されておる追加財政需要は何か切り盛りができるのではないかと、つまり補正を待たないでできるのではないかと、いふことでございす。だいたいたしますならば、この公債発行額というふうなものも御承認をいただきました限度の中でおさまるようによいまいきますと思ひます。

○増本委員 それでは、一つは、年度内の所得税の減税その他の問題もございすけれどもそれは別として、たとえば年度内に一定の税目について増税を図るというふうなことの検討は主税局あるいは財政当局で行ったことがございすか。

○山内政府委員 ございせん。

○増本委員 可能な税目は幾つかあります。それでは、もう一つは、特に税制改革の点で問題になるのは租税特別措置ですけれども、来年度期限の切れる租税特別措置というものは幾つ、どういふ項目がございすか。

○山内政府委員 細々たくさんございす。項目で申しますと全体で四十二項目ございす。主なものを申し上げますと、たとえば住宅取得控除といったような個人関係のものから始まりまして、企業関係の、たとえばいわゆる減耗控除といったものまで含めまして各種ございす。

○増本委員 従来、大臣、租税特別措置は見直しと改廃をするということを進めてこられましたし、廃止されたものも今年度の税制改正の中でいろいろありましたが、しかし反面、時限立法で期限がくるとそれからまたさらに三年とか五年延ばすというふうなことで、その間の、特に産業税制あるいは企業税制、そういったものについてはその具体的な政策効果があらわれているかどうかというふうなメリットまで十分に突き詰めた上で検討がされているというふうなことはなかなか言えないし、また、そういう測定が税のサイドだけでできるといふ性質のものでもないところから、どうも安易に延長延長で来ているという感じが、従前からずっとあったように私は思ひます。得ないのです。この際、特にこういう産業税制についてはここで期限の来たものももうやめる、そして二年、三年効果を見て、なかったときとあったときと、どういふ違いにどう違ふのかというところをやればかなり一定の期間をかけて検討した上で、さらにも必要であるならばそれに適応した税制を新規に検討するといふような方向で租税特別措置のあり方については検討していく、従前のような繰返しを繰り返すというふうなことが、特に今日のようなこういう財政状況ですから政府の姿勢としても非常に必要になっているというふうに私は思ひますけれども、そういう意味で、この期限の来ている、特に産業税制についてはこれを一切やめて、ともかく二、三年ぐらゐは様子を見た上で再度検討するといふような方向ぐらゐは政府としても線は引けるのではないかと、こう思ひますけれども、いかがでしょうか。

○山内政府委員 基本的に租税特別措置につきましまして思い切った整理改廃をやりたいという点は、御指摘のとおりでございます。そういう基本方針に基づきまして昨年度におきましてもかなり大規模な整理改廃を行った次第でございまして、たとえば件数で申しますと三七%、約四割近くの件数について整理改廃をいたしておりますし、金額で申しましても、当時の減収額約三千億の中のはば三分の一に近い数字を整理改廃で減額しておるといふことでございす。

そういうことで、私もいたしましたし、私も基本的な心組としては、御指摘のとおりだと思ひますが、ただ、租税特別措置すべてがいずれにいたしましても直ちに廃止をしなければならぬというふうには私も考えておりません。やはりそれはそれなりにそれとしての経済的な、あるいは産業的なメリットのあるものもございしますので、そういう趣旨に十分着目をしていながら、私もといたしましては来年度は期限の来ます特別措置を中心として引き続き思い切った改廃を行いたいというふうに考えております。

○増本委員 大体こういう、特に産業税制なんというのは、予算の概算要求や何かで通産省からどんな要求が出てきますね。それで、それを大体受け入れるような形で加工されたものが法案になつて出てくる。ところが、じゃ、その後そういう税制が具体的にそれぞれ要求のあった産業界あるいは通産省で、どういう政策効果が生まれているのかというようなことについてはその後の税制の実施状況そのものとして何一つ具体的に明らかにされておられません。通産省あたりに特に聞いても、税制は一たんつくつたけれども、その後どういう効果が具体的にあらわれているのかというよう

なことについては何一つつかんでいないようですね。それだと、こういう租税特別措置というのはいわゆる政策的な税制だと言ひながら、その政策的な効果の検討というものが、これはどういう立場に立とうと、その後が全然やられていない、いまこういう状況でしょう。だからそういう意味では、この租税特別措置については、そういう問題を含めて全部を、少なくとも当委員会を含めて、やはりその辺のところをきちんと追跡調査をした結果を含めて公表をしようというふうなことが、いまこの租税特別措置をどうするという問題の第一歩として実は必要なことではないかというように思ふのですけれども、その点はいかがでしようか。

○山内政府委員 いまお話しのような特別措置もあるかと存じますけれども、基本的には、たとえ

ば特別償却のごときものを考えますと、これはやはり機械を取得しなければ償却によつて税制上の恩恵を与えないということには明瞭になっておるわけでございますし、それに基づく減収額というものが明らかにしておるわけで、そういう意味では、現実の効果まで含めてすでに検討をそれぞれ段階で行つておるということには申し上げられると思ひます。ただ、物によつてはいま御指摘のようになつても十分に二次、三次の効果まで含めて追跡しつらうという点もございしますが、今後は、先ほど申しておりますように一層公平化の要請も強くなつておることでもございしますので、引き続き改廃をいたします際には、われわれといたしましてもひとつそういう点について手ぐすねを引いて合理化を図りたいというふうに考えておる次第でございます。

○増本委員 じゃ、いまのその特別償却でいさしても、特別償却に加えて、たとえば公害防止施設についてはさらに新たに準備金ができるでしょう。そうなることがそれがもう利益留保になつていくということは大蔵省、財政当局の辺でも認められる御意見がほとんど出てくるわけですね。だから、われわれとそれから財政当局との議論の中でそういうものは明らかにするけれども、しかしそういうものを全体含めてもつと、こういう政策税制についてその政策効果が具体的にどうなのか、メリット、デメリットも含めてどういふものなのかというところを、少なくとも税制については法律主義ですから、この国会の場において具体的な資料が出されて、そこでその税制のあり方を含めて議論されるというふうなことになるかとこれはいかぬと思うのです。たとえばそういう税制をつくる税制調査会には、その政策効果が具体的にどうあらわれたかというふうな資料は提出されているものなのですか。税制調査会の委員の人たちはそういうものを全部資料として検討された上で税制をいろいろおつくりになつていらっしゃるんですか。そこはどうなんですか。

○山内政府委員 御指摘の点は、たとえば公害防止準備金の点にあるかと思ひますが、その点につきましては、これはもうかねがね当委員会においても承つておりますし、私も何らかの中身の改善をしなければならぬということで、すでに委員御承知のとおり、今年度の改正の際には半減をするということにいたしましたわけでございます。私もそれといたしまして、あれが半減をしてそれだけでもよろしいというふうに考えているわけでもございせんので、今後お認めいただくべき期限内にさらに合理化、あるいは適当な合理化ができれば廃止をするという方向で引き続きあの準備金についてはマークをしてまいりたいと思つております。それ以外の点につきましても、先ほど私が例示をいたしました特別償却のようなのは非常にわかりやすいございします。つまり政策効果と税金のまけ方が非常にわかりやすいでございますが、しかし、中にはそれほどはつきりわからない、あるいは直接効果だけでは判定しづらいというものもございまして、率直に申しまして、十分に従来その辺の追跡が行われておつたかという点になりますと、なおわれわれもいろいろ勉強しなければならぬという点があることは御指摘のとおりであると思つておるわけでございます。

○増本委員 ですから山内さん、税制調査会にはそういう資料は出ているんですか。こういう税制つくりました、その結果たとえばこれだけ設備投資が進みましたとか、こういう効果があらわれましてとか、あるいはその反面、実はつくとつたけれども設備投資や何かには向かないで、それで利益留保になつていくとかいうようなものが資料として出ているんですか。一定の期間にこういうようなメリット、デメリットも含めてこういう影響や結果が出ていくというふうな資料として税制には出ているのですか。

○山内政府委員 特別措置は委員も御承知のとおり非常に万般にわたつております。産業の各般にわたつておまして、大は鉄鋼から小はたとえはハマチの養殖に至るようなものまでいろいろござ

いますので、そのすべての点にわたつて税制調査会の委員の方々に最初から最後まで御議論、御判断をいただくというのは必ずしも適當ではないわけでございますので、従来のやり方といたしましては、主として調査会の方では基本的なそういう特別措置に対する物の考え方、それからそれに対する整理の際のいわば尺度といひますが、そういう事柄の御指示をいただいて、具体的に個別の項目について産業官庁とその効果なりデメリットなりについて議論を聞かせますのは、事務当局が先ほどの全体のルールを頭に置きながら実施してまいつたわけでございます。その結果、こういう形になつて大体ルールに従つたような形でこういう形の整理案ができましたというところを税制にお示しをして、それでいいとかあるいはなお足らぬとかという御判断をいただいておりますのが従来の例でございます。昨年度の場合には、そういう形をとりました結果、税制の御判断としては現在の状況においてはまずかなりやつた方だという御評価をいただいております次第でございます。

○増本委員 それじゃあと税制でもう一点伺います。いろいろ租税特別措置があるために、法人税の負担割合を見てみると、大蔵省の試算によつても資本金階級別に見ると逆累進の状況が出てい

ならないような改善の手を打たなければいかぬといふことが、これは税制改革の上では当然だと思ひますが、そういう面まで含めて皆さんの方ではどういふようにお考えになつてゐるのか、その点はつきりさしてくだされ。

○山内政府委員 最初の点につきましては、これは釈迦に説法のように恐縮でありますけれども、おっしゃる通りに大法人の方が表面の平均税率は低くなりますが、これは一番大きな原因は配当割合が高いところにある。したがひまして、その配当と留保に対して二段税率を設けてゐるという点がいかに悪いかという問題であらうかと思ひますが、この点につきましては、いづれにいたしましても法人税の基本的な仕組みとの関連でございまして、これは特別措置とはわれわれは考へるわけにはいかないと思ひます。特別措置の点につきましては先ほどから再三御指摘のありましたように、私どもといたしましては基本的に改廃を進めていくという点については変わりはないと思ひます。

それから直間比率の問題でございますが、これは私どもは直間比率の答えの方から租税体系を考へ出していくというのとは適當ではなからうと思つております。直間比率だけのことで議論をいたしまして、余り突り突きの答へは出てこないだらうと思ひますので、むしろやはり各税目ごとに担税力と申しますか、国民の負担能力と申しますか、そういうもののつながり合ひで各税目を個別に見ていって、その結果直間比率が一体どんなふうになつてゐるのか、それが国民経済全体にどういふ影響を及ぼすものであるのかという、後から直間比率でもつていけば税制のサイドエフェクトを行うという性格のものかと思ひますが、ただ私どもといたしましては直税の比率が高ければ高いほどいいというふうな単純に思つてゐるわけでもございせん。やはり複税制度と申しますか、いろいろな税制が複数に重畳いたしまして、実質的、結果的に全体としてのバランスがよろしい税制ができ上がるのが最適でございしますので、そう

いう意味で頭から直税がいいとか間税が悪いとかいうことでなしに、個々の税目ごとにいま検討を進めつつあるということでございます。

○増本委員 次に、財政についても中期財政計画みたいなものを検討されてゐるのか、あるいは財政についての中期的な計画みたいなものを考へるとかいろいろなことが報道でも出てゐるわけですね。財政制度審議会にその趣旨の諮問もされてゐるようですけれども、具体的に財政当局としてあるいは大蔵大臣としてどういふようなことを考へてゐるのか、ひとつ明確にお答えいただきたいと思ひます。

○加藤（隆）政府委員 財政制度の中で、財政法というところで申し上げるということになると思ひますが、それから財政制度審議会は御承知のように財政法の附則に書いてありまして、諮問機関というのではなくて調査審議というふうなことになつておりました。大蔵大臣が諮問されることが間間ございまして、大體諮問はされません。それでいろいろな財政制度の問題について大臣の顧問的なフアンクションをするというふうな性格のものでございまして。

それからいまの御質問の件でございますが、われわれいままで財政法の改正の歴史を見ますと、十回改正をしております。二十年代に八回、三十年代に一回、四十年代に一回、このところいろいろ問題がたふさんあつたわけでございますが、手を触れておりません。それで最近時ドルショックからオイルショックからいろいろずつときたわけですが、本年一月に閣議了解になりました企画庁の五十年代前期概算でも言つておりますが、経済がかなり変わつてきた、それで経済の不安定性が増した、したがつて今後は、財政運営に不安定性が非常に大きく出てくるのではないかという問題意識があるわけでございます。それからもう一点は、ただいまのような大きな赤字公債を抱えてなにかつ建設国債の方も限度いっぱい出してゐるといふような状況にあるわけですね。

この二つの問題を背景にいたしまして、われわ

れとしては三つの視点を考へたわけでございます。一つは、長期的計画的な方途というものはどういふものがあるのか、第二点は、弾力的機動的に考へるにはどういふ方途があるのか、第三点は、合理的効率的に考へるにはどういふ方途があるのかというふうな問題意識を持ちまして財政制度審議会に——これは資料とか何とかいふことじやなくて、そういう観点で、われわれとしては、財政制度をいかなるものをつくり、いかなるものをどう直すか、そういうようなことをひとつ御議論いただきたいという問題提起をいたしましたわけでございます。

で、二、三年かけて——急いでやらなければいかぬようなものも出てくるかもしれませんが、かなり腰を据えて、さつき申しました二つの客観条件の変化に対して三つの問題意識で——個々の事項というものはこれから御議論の中で煮詰めていっていただくというふうなことを九月の下旬に申し上げてみて、審議会の方でまあそつと、やろつじやないかというところで、どういふことをやるかというところはまだ全然議論しておりませんが、一応問題意識それから視点、こういうふうなことはいま申し上げたようなことで大體いいじやないかということになつております。

○増本委員 そうすると、たとえば現在の財政法の財政の単年度主義、これを改めるとか、そういうことまで含んでゐるのですか。

○加藤（隆）政府委員 単年度主義の概念でございますが、憲法八十六条の毎会計年度国会の議決を経なければならぬという条文、それから財政法十二条の毎年歳入はその年度の歳入でという条文、われわれ憲法八十六条の方を予算の単年度主義の原則というふうに通称しております。財政法の十二条の方は会計年度独立の原則というふうな言つておるわけでございますが、通常、単年度主義の原則を破るのかという御質問の場合には、財政法の方の会計年度独立の原則の方を意味されてゐるのか、憲法の方を意味されておるのかが定かではございませんが、憲法の条文は、これは原

理原則、たまさかのものではないので、そうなりますと会計年度独立の原則を破るのかという方の議論にならうかと思ひます。

その辺がはつきりしませんが、仮に、会計年度独立の原則についてどういふふうに考へるかという問題になりますと、これはいろいろな議論があるわけですが、現在でも継続費とか債務負担行為だとか、そういう制度はあるわけでございます。これは賛否両論があるわけでございますが、より

そういうふうなものを考へていった方がいんじやないかという御議論と、いやそれはおかしいのじやないかという御議論があるわけですね。（増本委員「解説はいいです、それで」と呼ぶ）そういうふうな両方の議論を踏まえて、ただ各国いろいろなことをやっておりますが、そういうふうなことで、現実的に必要な制度はどういふものがあるだらうか、あるいはやはり現行のままでいいのかどうかというふうな議論をやらうとするわけで、われわれの言つておるいわゆる予算単年度主義の原則というものは、決して変更するということのようなことは考へていないわけでございます。

○増本委員 そうすると、継続費とか債務負担行為以外に、もつと継続的に多年度にわたつて支出ができるような項目を幾つかふやそう、さうお考へになつてさういふ方向での検討、こういうことになるのですか、この十二条の關係からいって。

○加藤（隆）政府委員 基本的にはこれからさういふことを勉強するわけですが、たとえば長期財政計画をつくつたらどうだ、あれは政府としてやるのか、手がかりというふうなことでやるのか、いろいろな議論がございまして、法律的な意味で申しますとそつちの方の問題というのとは、実体的な法制というものをどうするかということが決まらなせん、法制にいく必要があるのか、あるいは資料的なものとしてやつていくのか、その辺定かでないわけですが、これからさういふことを含めて勉強しようというところでございまして。

○増本委員 憲法あるいは財政法の財政民主主義、国会の優位性という点から見て、これは私た

ちも重視をして今後非常に注目をしていきたい、基本的にはこういう動きということには私たちは十分警戒をしなければならぬ、こういうように考えます。

最後に一点、大臣にちょっとお伺いしておきますが、先ほど、中期割引債の關係で、償還計画表は議決対象ではないから、これを出さなければ発行ができないという性質のものじゃない、そういう御趣旨でお話しになりましたね。しかし、去年からこの財特法案についての審議の過程では、十年償還ということとずっと大臣も答弁をされてきたね。で、借りがえもしない。今度は五年ものだということになりますと、われわれが審議をしてきた前提から見ますと、また全く別のものが、仮に三千億という、国債の発行の一割近い中身として出てくるわけですね。法律上の解釈はいろいろあるとしまして。

そういう償還計画表というのは、確かに付属資料と言いますか、添付資料として、予算そのものの審議にとつては不可分の資料ですから、それを含めて予算審議というものが行われるし、あるいはそれを踏まえて財特法のわれわれの審議も進めてきたという経過から見ますと、そういう中期国債を出されるという前提に立つならば、それに基つた償還計画表が出されて、そういうものが具体的に国会で審議のまないたのにつて、その審議が尽くされるということの上に立つてそういう中期国債の発行の是非を含めた議論があつて後でなければ、実は政治的な言い方ですか、そういう意味では、これまでの経過から言つても大臣の答弁は納得できないと思うのです。

ですから、この問題については、その当否については私たちが別に意見を持っていますけれども、少なくとも政府の方でそれをおやりになる以上は、そういう償還計画表を出しに於て、国会の審議を経た上でおやりになるというようにすべきではないかと思ひますけれども、いかがでしようか。

○大平 国務大臣 できるだけそのように国会の御

審議を経てやるのが政治的に妥当な方法であることは仰せのとおりだと思います。ただ法律論としては仰せ、それをしなければ発行ができないという解釈を政府はとっていないということだけを申し上げたわけでございます。

○増本委員 そうすると、一応お出しになった上で実行には踏み切る、こういうふうに承つてよろしいですか。

○大平 国務大臣 そのときに国会が開かれておりまして、そういう提出をいたしました皆様の御審議をいただく余裕がございますならばそういうしたいと思ひます。できるだけそういう機会をつかみたいと思つておりますけれども、必ずしもそういう機会が与えられるとは保証できないわけでございますから、そういう場合におきましては、発行後できるだけ早い機会に御報告して詳細をお聞き取りいただくという手順をとらしていただく場合もあるかと思ひます。

○増本委員 終わります。

○田中委員 坂口力君。

○坂口委員 二十分だそうでありますので急いでやります。

大蔵省の中期財政展望によりまして、昭和五十五年度末の国債残高が五十兆円にも及ぶ。その中で赤字国債の累積額が十一兆円、少なくとも一兆円にはなるという試算がされておられるわけであります。この多額の国債に対する償還計画が具体性を欠いているということにつきましては、もういままで何度か指摘をしてきたとおりであります。この解決は、景気の回復もしくは税制の改革、こういったこと以外にはないわけでありまして、景気の回復につきましても一昨日でありましたか、質問いたしまして、大臣からどちらかといへば強気の、このままでも十月から十二月にかけての景気はますます回復過程を進んでいくであろう、こういう答弁があつたように記憶をいたしております。

また減税につきましても、一昨日の御答弁は、条件つき検討というに申しますか、何とな

く条件つきで検討するというような形ではなかつたか。きょう、先ほどのお答えを聞いておりますと、少しまたニュアンスが違つたように、日ごと変化をするような感じを受けるわけでありまして、一昨日の御答弁は、確かに条件がついておりまして、私の記憶に間違いがなければ、選択すべき政策というものが所得税減税であるということで見が一致すること、もう一つ所得税減税をする条件つきで、こういう条件が満たされるならば検討に入つてもいいという御意見ではなかつたか、こう実は記憶をしていてわけでありまして。先ほどの御意見でありますと、五十二年度は非常にむづかしいという、年度ということに非常に力を入れて主張になったわけでありまして、年度のこともさることながら、一昨日おっしゃつたこの条件つきでの御発言というのは、私いま申し上げたようなことで大体よかつたかどうか、もう一遍ちょっとお願いしたいと思ひます。

○大平 国務大臣 考え方を申し上げたわけでございますが、このように特例債を出しているような公債過剰依存の財政のもとにおきまして減税をやるといふようなことは本来財政としてとるべき政策でないわけでございます。にもかかわりませず、所得税減税はやるべきであるということがファーストプライオリティーを持った政策としてコ

ンセンサスを仮に得られたというものであれば、それはやはりほかのものを犠牲にしてでもそれをするだけの値打ちがあるという評価が先行しておるのだらうと思つてございまして、そうだとすれば、ほかの歳出を節約するなり、ほかの税目の増税をやるなり何かしてでもやるといふようなことではないと、なかなかこれは御相談に乗れないような、考え方としてそういうものじゃございませつかいという、まあ財政処理の場合のいわば常識を申し上げたまででございまして、条件とかなんとかいうほど、そんな厳密な意味でなくて、物事の考え方はそういうものではなからうかということ

○坂口委員 まあいろいろ言い方はあるかと思ひますが、赤字国債が拡大をしていかぬといふ一つの歯どめ、条件と申しますか、歯どめみたいなもので、それからもう一つはこの所得税減税といふことで何よりもここに意見の一致を見るというやうなことを先日には確かに大臣としては一つのゲダンケンガングとして申されたことは記憶をいたしてあります。この言葉をかえて申しますならば、所得税減税というものが景気に対する刺激要素となり得るかどうかがいふことを言われたのではないかと気がしたわけでありまして。これは私が少し読み過ぎてゐるかもしれませんが、景気に対する刺激要素になり得るならば、そこに意見の一致を見るならばという、あるいはまたそれによつて赤字といふものを減らしていくことができれば、すなわちこれが刺激になればという、そういう意味でおっしゃつたというふうに先日も私は理解をしたわけでありまして。このなり得るといふ判断が、これは私の勝手な決め方でありまして、これは臆出カッパであるいはまた新税といふやうなことを考へなくとも減税に踏み切れるのではないかと、こういうふうに思つておられます。この所得税減税が景気に対する刺激要素となり得るといふ判断があるならばや、こういう考え方ではなかつたかどうか。いかがでございまして。

○大平 国務大臣 直ちにそういうわけにいかぬと思ひます。景気刺激の必要がある、したがつてそのためにはほかの手段をいろいろ講ずるけれどもやはり決定的に財政手段による刺激が必要である、財政手段の中でも所得税減税といふやうな措置が必要であるといふことがある場合、これはやるべきでないかと言われればございまして、私はそれは直ちにそうならぬと思ひます。そういう場合、景気対策といふものを手放しでやつていいという前提でないといふのでございまして、私どもはいまの景気政策といふのはインフレの再燃を防ぎながら景気の回復、経済の拡大、雇用の安定を図つていこうというわけでございます。

つたわけで、それを先ほど私は税制からお聞きをしたわけでありませうけれども、その税制というものがあらあら示されたならば、そこで大體示すというふうな意味に理解してよろしゅうございませうか。

○大平 國務大臣 私どもは、五十年代の前半でまず特例債からの脱却をいたしたいという一つの道標を見詰めて財政運営に真剣に取り組んでいきたいということ、前国会から申し上げておるとおりでございます。また、そうしないと、いま坂口さんがおっしゃる償還財源をどのように積み立ててまいるかも、特例債を一方において出しなから、こちらで積み立てますと言つても、それは聞こえませんかということですから、まずこの方はじや口を締めてしまわなければいかぬわけでございますから、まずそれを五十年代の前半にひとつ始末してしまおうということ、当面の中期的な目標にして、いま財政運営の基本を立てておるのでございませう。そういう意味では、あなたがおっしゃる通りに、償還財源の問題はそれからのことになるのじやないか、それまではまず特例債を征伐するということから始めなければならぬということ、はたがたび申し上げておるとおりでございます。

○坂口 委員 そういたしますと、大臣のお考えでは、償還計画を示されるのはかなり後になってから、大體五十年代後半というふうな感じでございますが、そういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○大平 國務大臣 そうならざるを得ないのです。それまでは特例債が大なり小なり出るわけでございますから、出ている間は、この償還財源を一方において積み立てるということは意味をなさぬわけでございますから、それを積み立てるのであります。もしならば特例債を初めから出さぬ方がいゝわけでございますから、まずこのじや口を締めてしまふ。それから今度は財政の正常化の道程においてあなたのおっしゃる償還財源といふますか、財政の充実を図りながら償還財源の積み立てをやつていかなければいかぬということになってまいり

ます。

○坂口 委員 はなはだ不満でございますけれども、時間の方が大臣に味方をいたしておりますので、これで終わります。

○田中 委員長 竹本 孫一君。

○竹本 委員 赤字公債の発行はわれわれ反対であることは申すまでもないのですが、これをどうしても認めなければならぬような財政経済事情にあるということ、私どもは、特に民社党としては、八月いっばいに特例法も通り、何とか準備ができなければ話がスムーズにいかないのではないかと、いささか心配をしておったわけでございますが、十月のきょうということに大體なりそうです。

そこで、まず事務当局に、これがおくれたためにいかなる困難というか、無理をしたかという点について、御苦勞のほどをひとつ簡単に聞きしたい。

○岩瀬 政府委員 国債の消化の面からまず申し上げますと、実際には私どもは九月から特例債を出させていた。約三兆七千億円でございませうが、考え方をいたしましたのは九、十、十一月の三カ月が資金の余剰期でございますので、できるだけそこに大量に発行したい。それから経済の回復テンポからいきましたら、資金の需給関係からいけば、後半になってやはり民間資金がタイトになるであろう。そうなれば、できるだけ前倒しに早く大量に発行したい、こういう計画でござい

ましたのが、現実に九月の発行が、私どもは八千億予定いたしておりましたものができなくなりまして、十月につきまして半月を通過した。十月に発行した、これからの十月の発行は、通常のペースでは本当は大変苦しい状況でございませう。それに九月のおくれを乗せていこうとするのでございませう、いま非常にシロととの交渉に難航をいたしております。しかしながら、年度末までに発行しなければならぬことは、これは至上命令でございますから、この点ではできるだけ早く体制を整えておくれを取り戻したいと考えて

おります。

経済への影響につきましては、九月の国債が出ませんでしたことに對しましては、日本銀行がそれなりの金融調整をやっておりますけれども、どういう影響が出てきているかということにつきましては、詳細には、経済の細かい面についてはまだはつきりいたしておりませんが、私どもは全く影響がないとは言えないと考えております。

○竹本 委員 やはりものにはシーズン、時期があります。九月とか十月とかというのは公債発行、金融が緩んでいるので、むしろその時期にというのが事務的な当然な措置だと思つてですね。ところが、そのタイミングをおくらしてしまつた。そのために日銀は、手形の売りオペレーションをやるとかあるいは貸し出しを回収するとか、あるいは預金準備率を上げたりして積み増しをさせるとか、いろいろな手を打ってきたわけでしょう。そういうめんどうなことをしなくてもいいことをやつた。その結果、あるいは金利の利回りからいっても受け取りが少なくなつて迷惑をした人もおるかもしれないし、いろいろ問題があると思うんです。そういう点でやはり事務的には非常な矛盾があつたのではないかと、いふ点の一つ。

それからもう一ついふ点ですが、これはいま通つたとして、十、十一、十二、年内に月々どのぐらゐの消化ができるという見通しであるか。余りくだらぬことを言わぬでいいから、ポイントだけ簡単に言つて下さい。

○岩瀬 政府委員 十月は私どもは七千億程度と考へておりましたが、いまこのおくれを取り戻すために何とか一兆円を達成したいというふうな考えでおります。十一月につきましてはまだシロと細かく話しておりません。しかし、大體十月と同程度を考へないと後の消化が困難ではないか。十二月は資金が非常にタイトになる月でございませう。これはいまからなかなか決めにくうございませう。しかし、恐らく十、十一月の半分以下ということとは当然であらうかと思ひます。

御承知のように、いまのようなその月暮らしをやつてまいりましたために、こういう小刻みの見当で、まだ先を見た見通しができてないのかと言われるわけでございますけれども、これは金融情勢を見ながら、シロあるいは日本銀行と意見調整をして進めてまいりたいと思ひますが、大ざっぱに申しまして十月、十一月で約二兆門程度にあればと思つておりますけれども、これはまだシロ側と十分話し合つた数字ではございませう。

○竹本 委員 大蔵大臣にお伺いするのですけれども、政府はこれがおくれたということのために特に行政の滞滞を来たしたこともないというように、本当であるか。いまお聞きのようにやはり行政は滞滞したか、あるいは滞滞させられたためにいろいろと無理というものがあつて苦心もあつただろう、こう思ふのです。したがつて、これがおくれたということは、野党が特に邪魔したわけでも何でもなく、主として原因は政府や自民党の中にあるんだから、こういう問題についてはやはり政治の姿勢としてはいろいろ滞滞をさして遺憾であつたという遺憾の意を政府の方があつたり表明されてしかるべきではないか。行政は滞滞しなかつたとか万事うまくいっているような説明はいささか納得ができないが、大臣はどうでございますか。

○大平 國務大臣 こういう重要な歳入法案でございませうので、予算とともに成立すべきものでございませう。また、そのために万全の措置を、国会対策を初めといたしまして講じてまいるのは政府の当然の責任でございまして、これが今日にまでおくれたということにつきましては全的に政府の責任でございませうし、とりわけ財政主管大臣としての私の大きな責任であることは申すまでもございませう。その点につきましては深くおわびをしなければならぬと存じます。

○竹本 委員 大臣があつたりそういうふうな認められれば、この上議論をする必要はありません。ついでに一つ質問ですが、今度の中期割引国債に關連して先ほど来いろいろ議論もありました

が、これは先日私質問いたしましたので、重複を避けまして、別の角度から、一つは、市場性を持たない貯蓄性の国債を出すということについて、これは法律の改正を要するかもしれないけれども、これは法律の改正を要するかもしれないけれども、ぼくはこれも一つのいい案だと思ふんだけれども、そういうことを検討されたか。検討される意思があるかないか。

それからもう一つ関連して、永久国債といったようなものについて政府はどういう考えを持っておられるか、その二つの点について簡単に結論だけ伺いたい。

○岩瀬政府委員 貯蓄国債につきましては、現実に検討をいたしました。現在のところは、割引国債の方が個人消化に適しているということで一応決めたわけでございますが、なお個人消化の対象品目といたしましては、今後も引き続き貯蓄国債的なものも含めまして勉強を続けていきたいというのが本当のところでございます。

それから永久国債につきましては、具体的な議論はまだいたしておりません。

○竹本委員 最後にもう一つ。

先ほども御議論がありましたけれども、調整減税の関連ですが、大臣は条件を整えたいという御答弁もあるようでございますけれども、その条件とは何かということが一つ。

それからもう一つは、この間まではやや一貫して大蔵大臣は減税はできない、赤字公債を出しておるときにできるはずがない、こういうふうなお考えのようであったけれども、先日もしましたように、あるいは自民党の方からやれというような声が出てきて少し御答弁のニュアンスが変わったというふうにも受け取れるのです。私は、減税をやるにしても増税をやるにしても、これは大きな負担をかけたところから、選挙を意識して、選挙対策としてとかあるいは党の圧力があつたからとかいうような問題ではなくて、もっと客観的な科学的なデータに基づいて減税すべきものは減税する、増税すべきものは増税する、こういうふう

な筋の通つたものでないと、声の大きかったやつが勝ちだというふうな無原則なあり方になると将来のためによくない、こう思うのですが、そういう点について、この二点だけ伺つて終わりにいたします。

○大平国務大臣 竹本委員が仰せになられるとおり、増税をお願いするにいたしても減税を企てるにいたしても、それは客観的なものであつて、主観的な意におもねるべきものではないというお説はごもっともに存じます。せんだつて来私が申し上げたのは、要するに特別債に過剰に依存しているような財政状況のもとで減税政策を実行するということはとても非常に無理な相談でございます。しかもなお、これをどうしても実行しなければならぬということがファーストプライオリティーを持った政策であるというコンセンサスが仮にでき上がるということでありたい。そして、それは歳入、歳出を通じて、それだけこれを埋め合わせるだけの措置が講じられないとなかなか無理な御相談ではございますまいかという考え方を申し述べたわけでございまして、めんどくさい条件めいた議論を展開したわけではございませんで、物事の考え方というものを申し上げたわけでございますので、御了承願います。

○竹本委員 終わります。

○田中委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○田中委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。山田壯目君。

○山田(壯)委員 本法案は前七十七回国会でわれわれは強力に反対をしてまいりました。しかし、自民党並びに政府は強引な意思で強行通過をされていったのでありますけれども、本日参議院から改めて本院に送付されて戻りました。私たちは、送付されてまいりました本法案を見ますに、そ

の質においても内容においても何ら変化はございません。

私たち社会党は、参議院におきましても衆議院におきましても改めて反対の意向を強く表明してまいりましたが、本委員会の最終に当たりまして、重ねて反対の意思を強く表明いたします。

政府が本法案を提出なさりました時期、その判断において、現状はきわめて深刻な経済不況下にありまして、歳入減も際立って巨額の金額を見せられておりました。この時期に、国民生活を安定させるためあるいは不況から脱出するためという立場を貫いて提案された趣旨については若干とすると、これもございまして。しかし、私たち日本社会党は、この大量国債発行という方法によらなければ、今日の事態、歳入減を補うという道はほかになかったのか、このことを委員会審議を通じて幾たびか具体的な事例を述べながら追及してまいりましたけれども、何ら考慮される余地はございませんでした。後ほど提案をいたしますけれども、附帯決議の中にもそのことを強く盛り込んでおります。

われわれは今日の歳入欠陥の一方の主因として、歳入を削っていく上で税の不正を改めていくなくてはならない、税制を抜本的に改正をしていかなくてはならない、こういう立場を鋭く主張してきたのであります。そうして、歳出の面におきましても、不急不要な歳出助成等については抜本的な検討を加えることも指摘してまいりました。しかし、われわれの意見というのは、今日ただいま本法案が審議終了に当たって何ら採択をされておられません。きわめて遺憾です。この大量発行は将来にわたって国民に大きな負担を負わせることになるのです。しかも、それはインフレ要因を多くその根底に持っていることも指摘できま

す。こういう内容を持ちました本法案に対しては、あらゆる角度から検討して反対をせざるを得ません。

日本社会党は、本法案を終了するに当たりまして、重ねて強い意思で本法案に対する反対の意思を表明して、終わりたいと思ひます。(拍手)

○田中委員長 小林政子君。

○小林(政)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案に反対の討論を行います。

まず、本法案の審議は、参議院大蔵委員会において、わが党の再三にわたる要求にもかかわらず、公聴会も開かないなど、十分な審議も行わず、自民党が一方的に採決を強行し、本日、衆議院においてもわずか数時間の質疑で採決しようとしたものであります。

本法案は、大企業が強く要望している財界本位の景気回復の財源の調達を図ろうとするものであつて、他方、不況とインフレで苦しむ国民に対して、重税と福祉切り捨てを強要する悪法であります。このような反国民的法案に対して、十分審議を尽くさず、採決に持ち込んだ自民党の態度は断じて許すことができないのであります。

反対理由の第一は、赤字公債の大量発行が国民に重税を強いる結果となること、明らかだからであります。

すでに政府は、来年度所得税について物価調整減税すら行いがたいことを言明していますが、このことは今後の消費者物価の上昇、政府、財界の賃上げ抑制の方向を考えれば、国民には実質的増税を強いるということでありまして、そののみならず、政府は莫大な国債費を賄うために、物品税、自動車関係税など間接税の強化を図り、史上最悪の悪税と言われている附加価値税を導入しようとして画策しているものであります。これが不況下の国民生活を著しく圧迫することになることはいまさら申し上げるまでもないことと思ふのであります。

第二に、本法案がインフレを激化させることでもあります。

政府は、市中消化をやるのだからインフレの心配はないと再三言っていますが、これまでの実績から見ても、市中消化された大量の国債は、一年たつとそのほとんどを日銀が買い戻しており、事

実上の日銀引き受けと大して変わらないということとであります。しかも、民間資金の需要が増加してくると、民間の資金需給は逼迫し、日銀は一層市中銀行保有の国債買入れをふやしていくことになることは必至であります。すでにマネーサプライは昨年未だ大幅にふえ続けており、最近の卸売物価や公共料金の引き続く値上げに加えて、大量の国債発行がインフレを一層促進すること、火を見るよりも明らかとなっております。

第三に、本法案は財政の破綻に一層の拍車をかけるものであることとあります。政府は、財政法の基本を踏みにじったにとどまらず、財政の単年度主義をやめる意図を示し、赤字公債発行の恒常化、大企業本位の財政経済政策を進めようとしているのであります。これは、赤字公債発行を公然と続けるとともに、国民への支出の削減を強要するものであるのみならず、財政破綻の元凶に触れない、きわめて反国民的で危険なものと言わざるを得ません。

わが党は、かねてから大企業本位の財政、税制、金融政策をやめて、国民本位の政策を進めることを要求し、今年度予算に対して日本共産党の主張を公表し、これが国の財政を危機から救う道であることを指摘し続けてきました。大型プロジェクトなど大企業のための投資を、住宅や学校などの国民生活向けに回すこと、大企業への特権的減免税をやめて、国税、地方税の四兆数千億の増収を図ることなどがそれでありました。国の財政経済政策を国民本位に根本的に改めない限り、財政危機からの脱出、日本経済の再建はできません。このことを強く指摘し、一日も早い国政の革新をかち取る決意を披瀝して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○田中委員長 広沢直樹君。
○田中委員長 私は、公明党を代表して、ただいま議題となっております昭和五十一年度の公債発行の特例に関する法律案に反対の討論を行うものでございます。

本法案につきましては、去る前国会五月十二

日、当委員会における反対討論で基本的な反対理由は申し述べてございます。したがって、情勢の変化を踏まえながら、数点にわたって理由を述べさせていただきます。

その第一は、三兆七千五百億円もの巨額な赤字国債の発行を予定する本法案が、本年一月、当時景気の先行きについて暗い見通しに立たざるを得なかった時点での経済見通しを前提とする予算編成方針のもとで草案され、現在の経済見通しとは異なってきたという点でございます。

現在の経済動向、税収は、ともに政府の見通しを上回る点が予想されております。これは予算編成の基本的な骨格が異なってきたという点とを明確に示すものでございます。赤字国債の発行につきましても、できるだけ正確な経済見通しや財政予測を立て、そのもとに減額修正を行うなど努力をして国会で審議を求めたのが政府の責任であります。政府は、さきの第七十七国会の閉会以来、三カ月という期間がありながら、赤字国債の発行を避けるための努力を全く行っていないという点であります。

すなわち、政府は本法案が前国会で継続案件となつた重要性を認識せず、この三カ月間、赤字国債の発行を回避するための努力、不公平税制の是正や歳出の根本的な洗い直しに手をつけなければいか、やむを得ず発行する場合に、その大前提となる償還計画とその財源の明確化、個人消化推進など、歯どめとなる条件づくりにも努力を払おうとしていないのであります。政府が安易に赤字国債の発行をしようとする姿勢は、財政努力の怠慢を示すものであります。

第二は、本法案が歳入欠陥を補うためとながら、実は逆に国民生活に極度の耐乏生活を強要している点であります。

政府が巨額な歳入欠陥を理由に、今年度所得税減税を見送った結果は、政府の見通しを上回る消費者物価の高騰、所得税の実質増税、国民年金、健康保険の掛金の引き上げから、勤労者を中心とする国民生活はせっかくのベースアップが帳消し

になるばかりか、その負担増は昨年度の収入にまで食い込んでおります。この傾向は、課税最低限ぎりぎりの年収二、三百万円という所得の低い階層ほど生活が苦しくなるという、大衆に犠牲と負担を強要するものであります。しかも政府は、一方では、相変わらず大企業や資産所得者を優遇する不公平税制を温存しております。国民生活を圧迫し、財政穴埋めという背景を持つこのような法案には、断じて賛成できないのであります。

第三は、赤字国債の大量発行がインフレを再燃させ、加速度的に進行させることになるからであります。しかも国鉄運賃、電報電話料金の値上げ、統制した卸売物価の消費者物価へのはね返り、マネーサプライM2の水準のじり高など、インフレ要因がメジロ押しであることから、大量の赤字国債の発行はインフレを加速度的に進行させ、そして国民生活を破綻に追い込むおそれを増大させることになるからであります。

第四は、財政法の基本精神である財政民主主義を形骸化しようとする点であります。本法案の第一条は、「五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、云々」となっております。この規定は明らかに枠があつてないに等しく、今後補正予算が必要の場合、幾らでも赤字国債の発行が可能であるという結果になり、補正予算の歳入について国会の審議を必要としないばかりか、放漫な財政運営を容認することになるものであります。かかる理由から、断じて反対をいたします。

以上をもって、私の反対討論を終了いたします。(拍手)

○田中委員長 竹本孫一君。
○田中委員長 私は、民社党を代表いたしまして、ただいま議題となっております特例法に反対の討論を行います。

第一点は、最近の財政経済政策の失敗がこの赤字国債発行をやむなくしておると思ひますけれども、そうした政策面の失敗に対する厳しい反省とまとめな取り組みが不徹底であるということとあります。

第二は、償還計画を初めとして、あるいはインフレ対策、たゞいまお話ししました福祉の問題、こういう問題に対する計画的な取り組みがなく、償還計画を初めとして政府の御説明にどこまでの確かさがあるかということについて非常な疑問を持っているのであります。下手をすれば、やはりインフレになるという心配の方が大きいのではないかとこの点であります。

第三点は、償還計画を一つ立てるにいたしましたも、中期財政計画というものがなければ本当の償還計画は成り立ち得ない。しかしながら、財政だけを計画化しようと思ひましても、その根拠をなしてある経済というものが、いまのような、あるいはいままでのような原理あるいは構造のままではどうにもならない。政府の経済計画というものが常に間違つてうまいかないという誤算が多いのは、これは計画ではなくて、単なる計算であるからであります。

私ども民社党としては、いまこそ発想を転換して日本の経済が計画的な市場経済体制に入らなければならぬ、かように考えておる立場から申しますと、その計画を計画として貫くためには、それに必要な法的措置並びに構造の改革というものが必要であります。理念も変えない、法律も用意しない、ただ言葉の上だけ計画的なことを申しまして、そういう体制には絶対にならない。

そういう意味で、私どもは、いまこそいままでの経済体制を、文字どおり発想を転換して、もう少し計画的なものであるものに、もう少し社会性のあるものに初めなければならぬ時期にきておる、このことを厳しく警告をいたしまして、反対の討論を終わります。(拍手)

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

○田中委員長 これより採決に入ります。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○田中委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び新自由クラブを代表して山下元利君外四名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。山田耻目君。

○山田(耻)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して提案の趣旨を御説明申し上げます。

本附帯決議案は、国債の大量発行に伴う今後の財政運営のあり方等について留意すべき諸点を取りまとめ、政府に十分配慮するよう要請するものであります。案文の朗読によって内容の説明にかえさせていただきます。

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当り次の事項について十分配慮すべきである。

一、大量の国債依存財政、なかんずく特例公債依存の赤字財政から脱却し、健全財政を確立するため、財政収支の改善に全力をつくすとともに、極力国債発行額を圧縮すること。

二、国債は将来の国民の負担となるので、償還財源の確保につとめ、償還に支障のないようすること。また財政支出にあたっては不要不急経費を削減するとともに、補助金行政を洗い直すなど抜本的行政改革に着手すること。

三、財源対策としては、負担の公平化に一層努力し、大胆な税制改革を行い中長期にわたる基本的見直しを行うこと。

四、国債発行が地方債の発行ならびに民間の資金需要を圧迫することのないよう十分留意すること。

五、国債の市中消化、とくに個人消化を強化するよう公社債市場の整備につとめること。

右決議する。

以上でございますが、何とぞ、御賛成くださいますようお願い申し上げます。

終ります。

○田中委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。お諮りいたします。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。大平大蔵大臣。

○大平国務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

○田中委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○田中委員長 次回は、来る二十日水曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時十四分散会

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、昭和五十一年度の租税収入の動向等にかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と国民経済の安定に資するため、同年度の公債の発行の特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和五十一年度の一般会計歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

(特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例)

第三条 前条の規定による公債の発行は、昭和五十二年五月三十一日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同条の公債に係る収入は、昭和五十一年度所属の歳入とする。

(償還計画の国会への提出)

第四条 政府は、第二条の議決を経ようとするときは、同条の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

(国債整理基金特別会計法第五条の特例)

第五条 第一条の規定により発行する公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条の規定による償還のための起債は、行わないものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。